

医政メモQ&A

特別医療法人について

厚生労働省は、特別医療法人となるための条件を近く大幅に緩和する方針を固めました。

Q：特別医療法人とは何ですか？

A：医療法人は、①医療法人（財団医療法人、社団医療法人）②特定医療法人③特別医療法人の3形態に分かれます。

| | 医療法人 | 特定医療法人 | 特別医療法人 |
|-----------|-----------|---------|-----------|
| 許可・承認 | 都道府県知事の認可 | 財務大臣の承認 | 都道府県知事の認可 |
| 法律 | 医療法 | 租税特別措置法 | 医療法 |
| 医業以外の収益事業 | × | × | ○ |

このうち、特別医療法人は、病院が解散した場合に、全ての財産を国や自治体に返還する公益性の高い病院を経営する法人です。1998年に創設され、公益性を高める見返りとして病院経営以外の収益事業を営む事が認められています。

Q：どんな収益事業が認められていますか？

A：現在のところ、収益事業は12種類に限定されています。①医薬品の販売②寝具貸付③医業経営相談④理容業⑤美容業⑥クリーニング業⑦公衆浴場業⑧駐車場業⑨医療福祉に関する出版⑩医療に関する情報サービス業⑪一般飲食店⑫患者の搬送

Q：どのように緩和されるのですか？

A：認可条件が厳しい事や、収益事業が限定されている事から、現在全国に約30しかありません。そこで許可条件を緩和し、僻地の中核病院や24時間365日医療を提供できる診療体制を整備している病院なども認め、さらに金融・不動産売買業などを除いてどのような業務も可能とします。これにより全国2000以

上の病院が特別医療法人に移行できるようにするのが目的です。

Q：現在の特別医療法人の条件は？

A：①持分の放棄、②非同族による公的な運営、③解散時における残余財産の帰属が国などになる、その他過剰医療圏の特定の病床に準ずる特定の9病床のみが対象となっています。(がん・小児・周産期・循環器等の専門病院、リハビリテーション専門病院、救急病院、精神病院、難病に関する病院、小児慢性疾患病院、がん末期病院、結核呼吸器専門病院、研修病院を示します)

Q：メリットはなんですか？

A：①移行時に課税されない事、②相続税が課税されない事、③医療の継続性が保証されること、④補助金・助成金が優先的に交付される事、⑤収益業務が行える事、⑥非医師が理事長になり得る事 などで。

Q：デメリットは何ですか？

A：①上記のように要件が厳しい事、②医業収入の内社会保険診療報酬の金額が80%以上、③同族要件が3分の1以下の非同族化が要件、④交際費等の定額控除が事実上できなくなる事 などで。

厚労省は診療報酬の伸び悩みで、病院経営が悪化するため、経営安定化に本業以外の収益機会を広げることが必要と判断をしました。しかし医業の根本はあくまでも診療報酬であり、この特別医療法人制度が進んだ場合、「経営の非営利原則」が揺らぎかねず、株式会社の病院経営参入問題にも影響を与える可能性があり、慎重な対応が要求されると考えられます。

(政策部長 藤原 秀俊)